

各 位

会 社 名 滝 沢 八 ム 株 式 会 社 代表者の役職名 代表取締役社長 瀧 澤 太 郎 本 店 所 在 地 栃木県栃木市泉川町 556 (JASDAQ・コード番号:2293) 問い合わせ先 取締役管理本部長 長 安 正 電 話 番 号 0282-23-5640

定款一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において、定款一部変更に関し平成 18 年 6 月 29 日開催 予定の第 56 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1. 定時株主総会開催予定日 平成 18 年 6 月 29 日 (木)
- 2. 変更の理由
 - (1) 当会社の公告手続きの合理化を図るため、公告方法をインターネットのホームページ上 に掲載する電子公告に変更し、あわせて電子公告ができないときの公告方法についても定 めるものであります。
 - (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、会社法上の用語との整合性の確保、会社法上定款で定めることを要しない規定の削除、定款に定めがあるもとみなされる事項についての明確化その他会社法に対応して所要の変更を行うものであります。
 - (3) 会社法に対応し、単元未満株式を有する株主の権利を明確化するため、規定の新設を行うものであります。
 - (4) 「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(平成 18 年法 務省令第 13 号) が平成 18 年 5 月 1 日施行されたことに伴い、株主の皆様の利便性を高め るため、株主総会参考書類等のインターネット開示の規定を新設するものであります。
 - (5) 会社法の規定により、定款に定めれば取締役会の書面決議が可能となることに伴い、機動的な取締役会の運営を図るため、取締役会の決議の省略規定を新設するものであります。

3.変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

	(下線は変更箇所を示す)
現行定款	改 正 案
第1章 総 則 (商 号)	第1章総則
第1条 当会社は、滝沢ハム株式会社と称し、英 文名では、TAKIZAWA HAM CO., L T D . と表示する。	第1条 (現行どおり)
(目 的) 第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的と する。	(目 的) 第2条 (現行どおり)
1. 食肉の加工および販売 2. 食肉加工品の製造および販売 3. 家畜の売買、交換、斡旋および飼育 4.レトルト食品、惣菜類の製造および販売 5. 調味料、香辛料の製造および販売 6.乳製品、パン・菓子類の製造および販売 7. 牧場の経営	
8. 料理飲食店の経営 9. 損害保険代理業 10. 貨物自動車運送事業 11. 不動産の売買、貸借およびその仲介 12. 前各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を栃木県栃木市に置く。	第3条 (現行どおり)
(公告 <u>の</u> 方法) 第4条 当会社の公告は、 <u>東京都において発行す</u> <u>る日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第4条 当会社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> 2. やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載 する方法により行う。
第2章 株 式	第2章 株 式
(<u>発行する株式の総数</u>) 第5条 当会社の <u>発行する株式の総数</u> は、3,976 万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた</u> 場合は、これに相当する株式数を減ずる。	(<u>発行可能株式総数</u>) 第5条 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は、3,976万 株とする。
(自己株式の <u>買受け</u>) 第6条 当会社は、取締役会の決議に <u>より、自己</u> の株式を買受けることができる。	(自己 <u>の</u> 株式の <u>取得</u>) 第6条 当会社は、取締役会の決議に <u>よって市場</u> <u>取引等により自己の株式を取得する</u> ことが できる。
(<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>) 第7条 当会社の <u>1単元の株式の数</u> は、1,000 株 とする。	(<u>単元株式数</u>) 第7条 当会社の <u>単元株式数</u> は、1,000株とする。
2.当会社は、1単元未満の株式について株券 を発行しない。	(第8条2項に移項) (株券の発行)
(新 設)	第8条 当会社は、株式に係る株券を発行する。 2.前項の規定にかかわらず、当会社は単元未 満株式に係る株券を発行しないことができ

現行定款

(新 設)

(名義書換代理人)

- 第<u>8</u>条 当会社<u>の株式につき名義書換代理人</u>を 置く。
 - 2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議に<u>より</u>選定する。
 - 3. 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。 以下同じ。) <u>および</u>株券喪失登録簿は、<u>名義</u> <u>書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式</u> <u>の名義書換、実質株主名簿・</u>株券喪失登録簿 への記載または記録、単元未満株式の買取 り、その他株式に関する事務は<u>名義書換代理</u> 人に取扱わせ、当会社においては<u>これを</u>取扱 わない。

(株式取扱規程)

第<u>9</u>条 当会社が発行する株券の種類ならびに 株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登 <u>録簿</u>への記載または記録、単元未満株式の買 取り、その他株式に関する取扱いおよび手数 料については、法令または定款に定めるもの のほか、取締役会において定める株式取扱規 程による。

(基準日)

- 第10条 <u>毎決算期における</u>株主名簿に記載また は記録され<u>ている株主(実質株主を含む。</u> <u>以下同じ。)</u>をもって、その<u>決算期</u>に関する 定時株主総会に<u>おける</u>権利を行使<u>すべき</u>株 主とする。
 - 2.前項<u>のほか</u>、必要ある場合は、取締役会の 決議に<u>より</u>あらかじめ公告して、一定の日<u>に おける</u>株主名簿に記載または記録され<u>てい</u> る株主または<u>登録質権者</u>をもって権利を行 使<u>すべき</u>株主または<u>登録質権者</u>とすること ができる。

第3章 株主総会

(招集)

第<u>11</u>条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時 株主総会は必要ある場合<u>これを</u>招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に<u>もとづき</u>、取締役社長が<u>これを</u>招集<u>し、その議長となる。</u>取締役社長に事故<u>ある場合は</u>、あらかじめ

改 正 案

(単元未満株主の権利制限)

- 第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる 権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を 受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議に<u>よって</u>選定<u>し、公告</u>す る。
- 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予 約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所 に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿およ び新株予約権原簿への記載または記録、単元 未満株式の買取り、その他株式ならびに新株 予約権に関する事務は株主名簿管理人に取 扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社が発行する株券の種類ならびに 株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権 原簿への記載または記録、単元未満株式の買 取り、その他株式または新株予約権に関する 取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等 および手数料については、法令または定款に 定めるもののほか、取締役会において定める 株式取扱規程による。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
 - 2.前項<u>にかかわらず</u>、必要ある場合は、取締役会の決議に<u>よって、</u>あらかじめ公告して、一定の日<u>の最終の</u>株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第<u>13</u>条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時 株主総会は必要<u>が</u>ある場合<u>に</u>招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定

現行定款

取締役会<u>の</u>定めた順序により他の取締役が これに代わる。

(新 設)

(新 設)

(決議の方法)

- 第<u>13</u>条 株主総会の決議は、法令または定款に別 段の定めある場合を除き、出席株主の議決 権の過半数をもってこれを行う。
 - 2. <u>商法第343条</u>の定めによる決議<u>および商法</u> その他法令において同条の決議方法が準用 される決議は、総株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の3分 の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第<u>14</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株 主を代理人として、議決権を行使すること ができる。
 - 2.前項の場合には、株主または代理人は代理 権を<u>証する</u>書面を、株主総会ごとに当会社に 提出しなければならない。

(総会の議事録)

第<u>15</u>条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果<u>は</u>議事録に記載または記録 し、議長ならびに出席した取締役がこれに 記名捺印する。

第4章 取締役および取締役会

(新 設)

(取締役の定員)

第16条 当会社の取締役は、13名以内とする。

(取締役の選任)

- 第<u>17</u>条 取締役は、株主総会<u>においてこれを</u>選任 する。
 - 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決 権の過半数をもって<u>これを</u>行う。
 - 3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

改 正 案

めた順序により、他の取締役が<u>招集する。</u>

- 2.株主総会においては、取締役社長が議長と なる。取締役社長に事故があるときは、あら かじめ取締役会において定めた順序により、 他の取締役が議長となる。
- (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主 総会参考書類、事業報告、計算書類および 連結計算書類に記載または表示をすべき事 項に係る情報を、法務省令に定めるところ に従いインターネットを利用する方法で開 示することにより、株主に対して提供した ものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第<u>16</u>条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定め<u>が</u>ある場合を除き、出席<u>した議決</u> <u>権を行使することができる</u>株主の議決権の 過半数をもって行う。
 - 2. <u>会社法第309条第2項</u>の定めによる決議 <u>は、定款に別段の定めがある場合を除き、議</u> <u>決権を行使することができる株主</u>の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、その 議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第<u>17</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。
 - 2. 前項の場合には、株主または代理人は代理 権を<u>証明する</u>書面を、株主総会ごとに当会社 に提出しなければならない。

(議事録)

第<u>18</u>条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条

(現行どおり)

(取締役の選任)

- 第<u>21</u>条 取締役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任 する。
 - 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. (現行どおり)

現 行 定 款

(取締役の任期)

- 第<u>18</u>条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の</u> <u>決算期</u>に関する定時株主総会終結の時まで とする。
 - 2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。
 - 3. 増員により選任された取締役の任期は、他 の現任取締役の任期の満了すべき時までと する。

(代表取締役および役付取締役)

第<u>19</u>条 <u>代表取締役</u>は、取締役会の決議<u>をもって</u> <u>定める。</u>

(新 設)

2. 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役法長ろ1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。

(取締役会の招集)

- 第<u>20</u>条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が<u>これを</u>招集し<u>その</u>議長となる。取締役社長に事故<u>ある場合</u>は、あらかじめ取締役会<u>の</u>定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
 - 2. 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

(新 設)

(取締役会の決議の方法)

第<u>21</u>条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その出席取締役</u>の過半数をもって<u>こ</u>れを行う。

(新 設)

(取締役会規程)

第<u>22</u>条 取締役会に関する事項は、法令または定 款に定めるもののほか、取締役会において 定める取締役会規程による。 改 正 案

(取締役の任期)

- 第<u>22</u>条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了</u> <u>する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定 時株主総会終結の時までとする。
 - 2. 増員により、または補欠として選任された 取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満 了する時までとする。

(第2項と第3項を統合)

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>23</u>条 <u>当会社</u>は、取締役会の決議<u>によって、代</u> 表取締役を選定する。
 - 2.代表取締役は会社を代表し、会社の業務を 執行する。
 - 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社 長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会 長1名および取締役副社長、専務取締役、常 務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定め<u>が</u>ある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故<u>があるとき</u>は、あらかじめ 取締役会<u>において</u>定めた順序により<u>、</u>他の取締役が<u>招集し、議長となる。</u>

(第25条に移項)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および 各監査役に対し、会日の3日前までに発す る。ただし、緊急の場合には、この期間を短 縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第<u>26</u>条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役</u>の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第28条 (現行どおり)

現 行 定 款

(取締役会の議事録)

第<u>23</u>条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果<u>は</u>議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名<u>捺印</u>する。

(取締役の報酬および退職慰労金)

第<u>24</u>条 取締役の報酬<u>および退職慰労金</u>は、株主 総会の決議をもってこれを定める。

> 第5章 監査役および監査役会 (新 設)

(監査役の定員)

第<u>25</u>条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (監査役の選任)

- 第<u>26</u>条 監査役は、株主総会<u>においてこれを</u>選任 する。
 - 2.監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

- 第<u>27</u>条 監査役の任期は、<u>就任</u>後4年<u>内の最終の</u> <u>決算期</u>に関する定時株主総会終結の時まで とする。
 - 2 . 補欠として選任された監査役の任期は、 退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時まで とする。

(常勤監査役)

第<u>28</u>条 <u>監査役はその互選により、常勤監査役を</u> 1名以上選任する。

(監査役会の招集)

第<u>29</u>条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し <u>て</u>会日の3日前までに発する<u>ものとする</u>。 ただし、緊急の場合<u>は</u>この期間を短縮する ことができる。

(監査役会の決議の方法)

第<u>30</u>条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>こ</u>れを行う。

(監査役会規程)

第<u>31</u>条 監査役会に関する事項は、法令または定 款に定めるもののほか、監査役会において 定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第<u>32</u>条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、出席した 監査役がこれに記名<u>捺印</u>する。

改 正 案

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(取締役の報酬等)

第<u>30</u>条 取締役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議<u>によ</u>って定める。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当会社は、監査役および監査役会を置 く。

(監査役の員数)

第32条 (現行どおり)

(監査役の選任)

- 第<u>33</u>条 監査役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任 する。
 - 2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第<u>34</u>条 監査役の任期は、<u>選任</u>後4年<u>以内に終了</u> する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会終結の時までとする。
 - 2.補欠として選任された監査役の任期は、 退任した監査役の任期の満了<u>する</u>時までと する。

(常勤監査役)

第<u>35</u>条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査</u> 役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第<u>36</u>条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合<u>には、</u>この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第<u>37</u>条 監査役会の決議は、法令に別段の定め<u>が</u> ある場合を除き、監査役の過半数をもって 行う。

(監査役会規程)

第38条 (現行どおり)

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める 事項は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

現 行 定 款

(監査役の報酬および退職慰労金)

第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主 総会の決議をもってこれを定める。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第6章 計 算

(営業年度)

第<u>34</u>条 当会社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から 翌年3月31日までと<u>し、毎営業年度末日を</u> 決算期とする。

(利益配当金)

第<u>35</u>条 当会社<u>の利益配当金は、毎決算期の最終</u> <u>の株主名簿に</u>記載または記録された株主ま たは登録質権者に対してこれを支払う。

(中間配当)

第36条 当会社は取締役会の決議に<u>より</u>、毎年9 月30日の最終の株主名簿に記載または記録 された株主または<u>登録質権者</u>に対して<u>商法</u> 第293条の5に定める金銭の分配(以下「中 間配当」という。)を行うことができる。

(利益配当金等の除斥期間)

- 第<u>37</u>条 <u>利益</u>配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
 - 2. 未払の<u>利益</u>配当金および中間配当金には、 利息を付けない。

改 正 案

(監査役の報酬等)

第<u>40</u>条 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議<u>によ</u>って定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって 選任する。

(会計監査人の任期)

- 第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会終結の時までとする。
 - 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第<u>45</u>条 当会社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から 翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第46条 当会社<u>は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に</u>記載または 記録された株主または<u>登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当(以下「期</u>末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

- 第<u>48</u>条 <u>期末</u>配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
 - 2. 未払の<u>期末</u>配当金および中間配当金には、 利息を付けない。

以上